

第44回 全国小・中学校PTA広報紙コンクール実施要項

- 1 趣 旨 日本PTA全国協議会傘下の公立小・中学校で発行するPTA広報紙作品を広く募集し、優秀作品を表彰・公開することにより、PTA広報活動の活発化を促進し、PTA活動の一助となることを目的とする。
- 2 主 催 公益社団法人日本PTA全国協議会
協 賛 日本教育新聞社、教育家庭新聞社（予定）
後 援 文部科学省（予定）
- 3 応募の対象 令和3（2021）年4月から令和4（2022）年3月までに発行されたすべての号を1部送付。※年1回以上発行されたもの（令和3年度募集より変更）
現状のままで送付（複製やコピーは不可、CD不可、補強のための表紙などは付けない）。
また、令和4年度募集より、印刷物で配布せずインターネットを介して閲覧するものを「WEB版」として応募を受け付ける（詳細は別添補足資料を参照）。
- 4 募集期間 ①各单位PTAは、令和4年5月27日（金）までに、各地方協議会に送付。
②各地方協議会は、第1次審査を終えた作品及び別紙を、令和4年6月17日（金）までに、公益社団法人日本PTA全国協議会事務局へ送付。
- 5 審査の流れ ①各地方協議会で第1次審査を行い小学校6点以内、中学校4点以内を選考。
②各地方協議会は第1次審査した作品を公益社団法人日本PTA全国協議会事務局に送付する。
③公益社団法人日本PTA全国協議会は第1次審査で選ばれた作品について第2次、第3次、最終審査の3回の審査を行う。
④「WEB版」は、各地方協議会で第1次審査を行い3点以内で選考したものを、公益社団法人日本PTA全国協議会において、第2次、最終審査の2回の審査を行う。
- 6 審査基準 PTA広報紙のもつ目的・使命・記事の内容・編集方法・レイアウト・見出し・文章などについて総合的に審査する。
- 7 審査委員 文部科学省、学識経験者、公益社団法人日本PTA全国協議会、日本教育新聞社、教育家庭新聞社（予定）
- 8 優秀作品の賞 文部科学大臣賞（最優秀賞・小／中学校各1点）、公益社団法人日本PTA全国協議会会長賞、日本教育新聞社社長賞、教育家庭新聞社社長賞、特別賞（企画賞・写真賞・レイアウト賞）、佳作、WEB版特別賞
- 9 表彰式 表彰式は、令和4年度 年次表彰式で行う予定。
【令和4年11月18日（金）予定】
- 10 その他
 - ・応募作品は返却しない。
 - ・入賞作品は、日本PTA機関紙及び日本教育新聞に掲載する予定。
 - ・受賞作品については「第44回 優秀広報紙集」として発刊する予定。

補足資料 全国小・中学校PTA広報紙コンクール「WEB版」の募集について

令和4年度より新たに開始する「WEB版」募集について、以下をご確認の上ご応募ください。

1) 審査基準について

広報紙コンクールに準拠する。

2) 優秀作品の賞について

WEB版特別賞とし、日本PTA全国協議会会長名で表彰を行う。なお、小・中・一貫校・義務教育学校等の部門は設けない。

3) 要件について

以下の要件を満たしたものを「WEB版」審査対象とする。

①ブラウザで表示されるページ内に団体名（PTA名）が正しく明記されているもの。

②団体内で広報物として担当者や更新ルールを定める等、管理されているもの（有志のみで不定期に更新されるものは対象としない）。

③各地方協議会の求める資料（応募用紙等）が提出できるもの。

④開かれた情報発信が行われているもの（会員向けにセキュリティ管理されたもの（パスワードでのログインが必要等）や会員向け情報発信に添付し配信されたものは対象としない）。

⑤情報発信及び更新方式は、ホームページでの掲載だけでなく、ブログサービスの利用、SNSサービスの利用等インターネットを利用しブラウザにて閲覧できるもの全てを原則として認める。ただし、サービス提供のアプリ等を介しないと閲覧できないものは対象外とする（例：TikTokはブラウザから見る時はアカウント検索ができないので内容確認ができないため対象外となる）。

⑥PDF形式でまとめたテキストや画像のホームページ掲載されたものも審査対象とする。ただし、そのPDFを印刷し配布していないものに限る。

4) 提出方法

別紙3に必要事項を記入して提出する。なお、発信方法により以下を記載する。

①ホームページ・ブログサービス

タイトル、URL（httpからはじまるもの）。可能ならURLの2次元バーコードを添付。

②SNSアカウント

アカウント名、アカウント（@から始まるアルファベット）、利用サービス名。可能ならURLの2次元バーコードを添付。

5) 各地方協議会での審査について

各地方協議会で第1次審査を行い3点以内で選考。

ただし、令和4年度より募集を開始するため、令和4年度における応募は、各地方協議会での第1次審査実施の可否及び応募数を問わないものとする。